

鹿屋市公報

第 103 号

平成30年 7 月 25 日 水曜日
発行 鹿 屋 市

目 次

規 則

- 鹿屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 2
- 鹿屋市職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則の一部を改正する規則 2
- 鹿屋市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則 2
- 鹿屋市行政組織規則及び鹿屋市平和公園体育施設管理規則の一部を改正する規則 2
- 鹿屋市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則 3
- 鹿屋市介護保険法施行細則の一部を改正する規則 8
- 鹿屋市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 8
- 鹿屋市工場等立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 13
- 鹿屋市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則 14

告 示

- 鹿屋市非常勤職員の報酬の額のうち市長が定めるものの額の一部を改正する告示 14
- 鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱 15
- 鹿屋市介護予防活動支援教室事業実施要綱の一部を改正する要綱 15
- 鹿屋市補助金等交付規則第 3 条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示 16
- 鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱 16
- 鹿屋市農用地利用集積促進事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱 21

農業委員会

- 鹿屋市農業委員会規則の一部を改正する規則 22
- 鹿屋市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令 23
- 鹿屋市農地台帳管理要綱の一部を改正する要綱 23
- 鹿屋市農業後継者縁結び応援事業実施要綱の一部を改正する要綱 23

監査委員

- 監査委員公表 24

規 則

鹿屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月25日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市規則第34号

鹿屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿屋市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第63号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式中「昭和37年法律第160号」を「平成26年法律第68号」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿屋市職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月25日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市規則第35号

鹿屋市職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則の一部を改正する規則
鹿屋市職員の分限及び懲戒の取扱いに関する規則（平成18年鹿屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「60日」を「3か月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿屋市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月25日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市規則第36号

鹿屋市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則
鹿屋市税に関する文書の様式を定める規則（平成18年鹿屋市規則第76号）の一部を次のように改正する。
別記第16号様式中「[異議申立て]」を「[不服申立て]」に、「60日」を「3か月」に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、「異議申立てに」を「審査請求に」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鹿屋市行政組織規則及び鹿屋市平和公園体育施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月25日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市規則第37号

鹿屋市行政組織規則及び鹿屋市平和公園体育施設管理規則の一部を改正する規則
(鹿屋市行政組織規則の一部改正)

第1条 鹿屋市行政組織規則(平成18年鹿屋市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第6条の表中「平和公園多目的野球場」を「平和公園野球場」に改める。

(鹿屋市平和公園体育施設管理規則の一部改正)

第2条 鹿屋市平和公園体育施設管理規則(平成19年鹿屋市規則第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「多目的野球場」を「野球場」に改める。

別記第2号様式中「多目的野球場」を「野球場」に改める。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

鹿屋市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月25日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市規則第38号

鹿屋市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年鹿屋市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)」を「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号。以下「障害者総合支援法費用算定基準」という。)」に、「及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)」を「、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号。以下「児童福祉法費用算定基準」という。)」に改める。

第2条第1項中「指定申請書」を「鹿屋市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定申請書」に改める。

第3条中「変更届出書」を「鹿屋市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定内容変更届出書」に、「廃止・休止・再開届出書」を「鹿屋市指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業廃止(休止・再開)届出書」に改める。

第5条を第7条とする。

第4条中「第51条の30」を「第51条の30第2項」に改め、同条を第6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第4条 障害者総合支援法第51条の31第2項及び児童福祉法第24条の38第2項の規定による届出は、鹿屋市業務管理体制の整備に関する事項届出書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 障害者総合支援法第51条の31第3項及び児童福祉法第24条の38第3項の規定による届出は、鹿屋市業

務管理体制の整備に関する事項変更届出書(別記第5号様式)により行うものとする。
 (計画相談支援給付費等の算定に係る体制等に関する届出)
 第5条 障害者総合支援法費用算定基準別表第4項及び第11項から第15項まで並びに児童福祉法費用算定基準別表第4項及び第10項から第14項までの規定による届出は、鹿屋市計画相談支援給付費等の算定に係る体制等に関する届出書(別記第6号様式)により行うものとする。
 別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

別記

第1号様式(第2条関係)

受付番号	
------	--

鹿屋市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定申請書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所在地
 (設置者) 名称
 代表者

印

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者(及び児童福祉法第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者)の指定を受けたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -) 県 郡・市				
	法人である場合その種別	電話番号	法人所轄庁			
	連絡先	FAX番号				
	代表者の職名・氏名	フリガナ				
生年月日	生年月日	氏名				
代表者の住所	(郵便番号 -) 県 郡・市					
事業所 指定を受けようとする	フリガナ					
	所在地	(郵便番号 -) 鹿屋市				
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の事業開始予定年月日 (更新の場合は現に受けている指定の有効期間満了日)	備考		
	特定相談支援事業		年 月 日			
	障害児相談支援事業		年 月 日			
既に特定相談支援事業の指定を受けている場合は記入すること。						
事業所番号					指定年月日	年 月 日
既に障害児相談支援事業の指定を受けている場合は記入すること。						
事業所番号					指定年月日	年 月 日
既に地域相談支援事業(地域移行支援又は地域定着支援)の指定を受けている場合は記入すること。						
事業所番号					指定年月日	年 月 日
介護保険法の居宅介護支援事業の指定を受けている場合は記入すること。						
事業所番号					指定年月日	年 月 日
介護保険法の介護予防支援事業の指定を受けている場合は記入すること。						
事業所番号					指定年月日	年 月 日

注1 「受付番号」欄は、何も記入しないこと。
 2 「法人である場合その種別」欄は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、有限会社等の別を記入すること。
 3 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入すること。
 4 「実施事業」欄は、今回申請する事業の種類に「○」を記入すること。
 5 障害児相談支援事業の指定を申請する場合は、特定相談支援事業の申請も併せて申請すること。
 6 指定を受けようとする事業に応じ、障害者総合支援法施行規則又は児童福祉法施行規則で定める書類等を添付すること。

第3号様式（第3条関係）

鹿屋市指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業廃止（休止・再開）届出書

年 月 日

鹿屋市長 様

事業者 住 所
名 称
代表者氏名 印

次のとおり事業の廃止（休止・再開）をいたしましたので届け出ます。

	事業所番号													
廃止（休止・再開）する事業所	名 称													
	所 在 地													
廃止・休止・再開の年月日	年 月 日													
廃止・休止する理由														
現に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を受けている者に対する措置（廃止・休止した場合のみ）														
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日													

注1 廃止又は休止の日の1月前までに届け出ること。この場合において、障害者総合支援法施行規則第34条の60第3項第3号又は児童福祉法施行規則第25条の26の7第3項第3号に規定する事項も併せて届け出ること。
2 事業の再開に係る届出にあっては、再開の日から10日以内に届け出ること。また、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付すること。

第2号様式（第3条関係）

鹿屋市指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者指定内容変更届出書

年 月 日

鹿屋市長 様

事業者 住 所
名 称
代表者氏名 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

	事業所番号													
指定内容を変更した事業所	名 称													
	所 在 地													
変更があった事項		変更の内容												
1	事業所（施設）の名称	(変更前)						(変更後)						
2	事業所（施設）の所在地（設置の場所）													
3	申請者（設置者）の名称													
4	主たる事務所の所在地													
5	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名													
6	定款・寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）													
7	事業所の平面図又は設備の概要													
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴													
9	指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供に当たる者の氏名、生年月日、住所又は経歴													
10	運営規程													
11	計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の請求に関する事項													
12	役員 の氏名、生年月日又は住所													
13	主たる対象者													
14	その他													
変更年月日		年 月 日												

注1 該当項目番号を○で囲むこと。
2 変更内容が分かる書類を添付すること。
3 変更の日から10日以内に届け出ること。

別記第3号様式の次に次の3様式を加える。

第4号様式(第4条関係)

鹿屋市業務管理体制の整備に関する事項届出書

年 月 日

鹿屋市長 様

事業者 住 所
名 称
代表者氏名

印

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者番号						
1	届出の内容					
	(1) 障害者総合支援法第51条の31第2項・児童福祉法第24条の38第2項(整備) (2) 障害者総合支援法第51条の31第4項(区分の変更)・ 児童福祉法第24条の38第4項(区分の変更)					
2	フリガナ					
	名称					
	住所(主たる事務所所在地) (郵便番号 -)					
	連絡先		電話番号	FAX番号		
	法人の種別					
	代表者の職名・ 氏名・生年月日		職名	フリガナ 氏名	生年月日	
代表者の住所 (郵便番号 -)						
3	事業所名称等 及び所在地		事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地
	計 かつ					
4	障害者総合支援法 施行規則第34条の62 第1項第2号から第 4号までに基づく届 出事項		第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)		生年月日
			第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要		
			第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要		
5	児童福祉法施行規 則第25条の26の9第 1項第2号から第4 号までに基づく届出 事項		第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)		生年月日
			第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要		
			第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要		
6	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課					
	事業者(法人)番号					
	区分変更の理由					
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課					
区分変更日						

注 障害者総合支援法施行規則第34条の62第1項第2号から第4号まで及び児童福祉法施行規則第25条の26の9第1項第2号から第4号までに基づく届出事項の欄は、該当するものを○で囲むこと。第3号又は第4号に該当する場合は、それぞれの内容を記載した書類を添付すること。

第6号様式（第5条関係）

鹿屋市計画相談支援給付費等の算定に係る体制等に関する届出書

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者

印

このことについて、次のとおり、関係書類を添えて届け出ます。

申請者 (設置者)	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 -) 県 郡・市			
	法人である場合その種別		法人所轄庁			
	連絡先	電話番号	FAX番号			
	代表者の職名・氏名	職名	フリガナ			
	生年月日	氏名				
	代表者の住所		(郵便番号 -) 県 郡・市			
事業所の状況・届出を行う事業所の種類	フリガナ					
	名称					
	事業所の所在地		(郵便番号 -) 県 郡・市			
	連絡先	電話番号	FAX番号			
	管理者の職名・氏名	職名	フリガナ			
		生年月日	氏名			
	管理者の住所		(郵便番号 -) 県 郡・市			
同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定年月日	異動等の区分	異動年月日	異動項目 (変更の場合)	
計画相談			1新規 2変更 3終了			
障害児相談			1新規 2変更 3終了			
特記事項	変更前		変更後			

- 注1 「法人の種別」欄は、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、有限会社等の別を記入すること。
 2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入すること。
 3 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入すること。
 4 「異動項目」欄は、介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表に掲げる項目を記入すること。
 5 「特記事項」欄は、異動の状況について具体的に記入すること。
 6 指定申請時は、指定申請書に添付すること。
 7 変更又は終了の場合は、変更又は終了の10日以内に届け出ること。
 8 異動等の内容に応じ、必要な書類を添付すること。

第5号様式（第4条関係）

鹿屋市業務管理体制の整備に関する事項変更届出書

年 月 日

鹿屋市長 様

事業者 住所
名称
代表者氏名

印

このことについて、次のとおり届け出ます。

事業所番号									
変更があった事項									
1 法人の種別、名称（フリガナ） 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 3 代表者氏名（フリガナ）、生年月日 4 代表者の住所、職名 5 事業所名称等及び所在地 6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 8 業務執行の状況の監査の方法の概要									
変更の内容									
(変更前)									
(変更後)									

- 注 変更があった事項の欄は、該当するものを○で囲むこと。
 7及び8の事項に変更があった場合は、変更した概要を記載した書類を添付すること。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

鹿屋市介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7月25日

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市規則第39号

鹿屋市介護保険法施行細則の一部を改正する規則

鹿屋市介護保険法施行細則（平成18年鹿屋市規則第127号）の一部を次のように改正する。

第29条の2の見出し中「第1号被保険者」を「要介護被保険者」に改め、同条中「要介護被保険者」の次に「(次項に規定する要介護被保険者を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける同項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

第30条の3の見出し中「第1号被保険者」を「居宅要支援被保険者」に改め、同条中「居宅要支援被保険者」の次に「(次項に規定する居宅要支援被保険者を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が前項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける同項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

附 則

この規則は、平成30年 8月1日から施行する。

鹿屋市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7月25日

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市規則第40号

鹿屋市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市国民健康保険条例施行規則（平成18年鹿屋市規則第121号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「国民健康保険限度額適用認定証」を「鹿児島県国民健康保険限度額適用認定証」に改め、「別記第8号様式」の次に「又は別記第8号の2様式」を加え、同条第2項中「国民健康保険限度額適用・食事療養（兼生活療養）標準負担額減額認定証」を「鹿児島県国民健康保険限度額適用・食事療養（兼生活療養）標準負担額減額認定証」に改め、同条第3項中「国民健康保険食事療養（兼生活療養）標準負担額減額認定証」を「鹿児島県国民健康保険食事療養（兼生活療養）標準負担額減額認定証」に改める。

別記第7号様式中

認 定 等	A 課税区分 ア・イ・ウ・エ (公簿確認)
	B 保護申請却下通知書
	C 却下(理由:)

を

「

認定等	
-----	--

に改める。」

別記第 8 号様式中 「

国民健康保険限度額適用認定証
交付年月日 年 月 日

を

「

鹿児島県国民健康保険限度額適用認定証
有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

に、

対 限 度 象 額 適 用 者 用

を

「

対 適 象 者 用

に、

発行期日	年 月 日
有効期限	年 月 日

を

発行期

日	年 月 日
---	-------------

に、「保険者の名称」を「交付者の名称」に、

「保険者が」を「交付者が」に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第8号の2 (第23条関係)

鹿兒島県国民健康保険限度額適用認定証			
有効期限		年	月 日
交付年月日		年	月 日
記号		番号	
世帯主	住所		
	氏名		
対適象者用	氏名		
	生年月日	年	月 日
発行期日	年 月 日		
適用区分			
保険者番号並びに交付者の名称及び印	<input type="text"/>		
	鹿 屋 市 印		

注 意 事 項

- この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業所ごとに1か月につき、別に定められた額を限度とします。
- 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けるときは、被保険者証とともに必ずこの証を窓口で提示してください。
- 次の場合は、速やかに、この証を市役所に返却してください。
 - 被保険者の資格を失ったとき。
 - 高齢受給者証の交付を受けることができるようになったとき。
 - 限度額適用認定の条件に該当しなくなったとき。
 - この証の有効期限に至ったとき。
 - 世帯主の保険税滞納により、交付者がこの証の返還を求めたとき。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市役所に届け出てください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

※区分の説明

現役並Ⅱ：旧ただし書所得380万円以上690万円未満
現役並Ⅰ：旧ただし書所得145万円以上380万円未満

別記第9号様式中

認定等	A 市民税非課税世帯（公簿確認）
	B 保護申請却下通知書
	C 低所得区分 I・II
	D 却下（理由： ）

を

認定等	
-----	--

に改める。

別記第10号様式中

国民健康保険限度額適用・食事療養（兼生活療養）標準負担額減額認定証 交付年月日 年 月 日
--

を

鹿児島県国民健康保険 限度額適用・食事療養（兼生活療養）標準負担額減額認定証 効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日

有

に、

発行期日	年 月 日
有効期限	年 月 日

を

発行期日	年 月 日
------	-------

に、

保険 者印

を

交付 者印

に、「保険者の名称」を「交付者の名称」に、「保険者が」を「交付

者が」に改める。

別記第10号の2様式中

「

国民健康保険限度額適用・食事療養（兼生活療養）標準負担額減額認定証

」

を

「

鹿児島県国民健康保険 限度額適用・食事療養（兼生活療養）標準負担額減額認定証
有効期限 年 月 日 交付年月日 年 月 日

」

に、

発行期日	年	月	日
有効期限	年	月	日

を

発行期日	年	月	日
------	---	---	---

に、

「

保 險 者 印

」

を

「

交 付 者 印

」

に、「保険者の名称」を「交付者の名称」に、「保険者が」を「交付

者が」に、

I：低所得者Ⅰ該当者	を	低Ⅱ：低所得者Ⅱ該当者	に改める。
II：低所得者Ⅱ該当者		低Ⅰ：低所得者Ⅰ該当者	

」

別記第10号の3様式中

認 定 等	A 市民税非課税世帯（公簿確認） B 保護申請却下通知書 C 却下（理由： ）
-------------	--

を

「

認 定 等	
-------------	--

」

に改める。

別記第10号の4様式中

「

国民健康保険食事療養（兼生活療養）標準負担額減額認定証
交付年月日 年 月 日

を

「

鹿児島県国民健康保険 食事療養（兼生活療養）標準負担額減額認定証
有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

に、

「

発行期日	年 月 日
有効期限	年 月 日

を

「

発行期日	年 月 日
------	-------------

に、

「

保険 者印	を	「 交付 者印	に、「保険者の名称」を「交付者の名称」に改める。
----------	---	---------------	--------------------------

」

附 則

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

鹿屋市工場等立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7 月25日

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市規則第41号

鹿屋市工場等立地促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市工場等立地促進に関する条例施行規則（平成 18 年鹿屋市規則第 165 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 号中「3 年」を「10 年」に改める。

別記第 5 号様式中 「2 交付確定額 金 円 」を

「

2 交付確定額 金 円

3 交付条件

- (1) 鹿屋市補助金等交付規則、鹿屋市工場等立地促進に関する条例、鹿屋市工場等立地促進に関する条例施行規則等を遵守すること。
- (2) 決算書などの経営状況の分かる資料を事業年度終了後2か月以内に提出すること。また、市からその他の関係書類の提出を求められたときは速やかに提示すること。
- (3) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、この交付決定及び交付確定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることがある。
 - ア この交付決定に付された条件に違反したとき。
 - イ 提出した書類に虚偽の記載をし、又は不正の手段により交付決定及び交付確定若しくは補助金の交付を受けたと認められるとき。
 - ウ この補助金の交付後10年以内に事業の廃止又は休止があったとき。

」

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鹿屋市工場等立地促進に関する条例施行規則第8条の規定は、平成30年7月25日以後に市と締結する立地協定に係る補助金について適用し、同日前に市と締結する立地協定に係る補助金については、なお従前の例による。

鹿屋市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月25日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市規則第42号

鹿屋市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

鹿屋市農業委員会に対する事務委任規則（平成18年鹿屋市規則第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「公益財団法人鹿児島県地域振興公社農地保有合理化事業等業務委託実施要領」を「公益財団法人鹿児島県地域振興公社農地売買等事業業務委託実施要領」に改める。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

告 示

鹿屋市告示第226号

鹿屋市非常勤職員の報酬の額のうち市長が定めるものの額の一部を改正する告示を次のように定めた。

平成30年7月25日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市非常勤職員の報酬の額のうち市長が定めるものの額の一部を改正する告示

鹿屋市非常勤職員の報酬の額のうち市長が定めるものの額（平成18年鹿屋市告示第7号）の一部を次のように改正する。

本則の表家庭児童相談員の項及び同表女性相談員の項中「145,000円」を「154,700円」に改める。

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

鹿屋市告示第227号

鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年7月25日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「次に掲げる事項」を「第1号介護予防支援事業を行う地域包括支援センターの名称、事業対象者である旨、基本チェックリスト実施日等」に、「被保険証」を「被保険者証」に改め、同項各号を削る。

第8条第1項中「2年間」を「次条第1号又は第2号に該当するときまで」に改め、同項ただし書中「起算するもの」を「次条第1号又は第2号に該当するときまで」に改め、同条第2項を削る。

第9条を削る。

第10条中「掲げる事項」を「基づき記載した事項」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条第2項ただし書中「第59条の2」を「第59条の2第1項」に、「相当する額」を「相当する額とし、同条第2項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上の所得を有する者であるときは、100分の70に相当する額」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第2項中「第12条」を「第11条」に、「第13条」を「第12条」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

第24条中「第18条」を「第17条」に、「第21条」を「第20条」に改め、同条を第23条とする。

第25条中「第12条、第13条、第18条及び第19条」を「第11条、第12条、第17条及び第18条」に改め、同条を第24条とし、第26条を第25条とする。

別表中「第12条関係」を「第11条関係」に改める。

別記第1号様式中「第17条関係」を「第16条関係」に改める。

別記第2号様式中「第18条関係」を「第17条関係」に改める。

別記第3号様式中「第21条関係」を「第20条関係」に改める。

別記第4号様式中「第22条関係」を「第21条関係」に改める。

別記第5号様式中「第22条関係」を「第21条関係」に改める。

附 則

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

2 平成30年4月1日以後、第6条第1項の判定を受けている事業対象者が第1号事業を利用できる期間は、この要綱による改正後の鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第8条の規定によるものとする。

鹿屋市告示第228号

鹿屋市介護予防活動支援教室事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年 7月25日

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市介護予防活動支援教室事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市介護予防活動支援教室事業実施要綱(平成30年鹿屋市告示第44号)の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第5条中「申請者」を「前条の申込みを行った対象者(以下「利用者」という。)」に、「対象者」を「利用者」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(申込み)

第5条 事業を利用しようとする対象者は、その旨を市長に申し込むものとする。

第7条中「対象者」を「利用者」に改める。

第8条中「別記第3号様式」を「別記様式」に改める。

第11条中「対象者」を「利用者」に改める。

第12条中「教室参加者」を「利用者」に改める。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削り、別記第3号様式を別記様式とする。

附 則

この要綱は、平成30年7月25日から施行する。

鹿屋市告示第229号

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定めた。

平成30年 7月25日

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 環境保全型農業推進事業の項中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

附 則

この告示は、平成30年7月25日から施行する。

鹿屋市告示第230号

鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年 7月25日

鹿屋市長 中 西 茂

鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金交付要綱(平成28年鹿屋市告示第185号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「及び補助金額等」を削り、同条第1項中「とし、補助対象経費、補助率等は、次のとおり」を削り、同項の表を削り、同条第2項を削る。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条中「別記第2号様式」を「別記第5号様式」に、「次に掲げる書類」を「次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 第5条第1号に係る実績報告
 - ア 事業実績報告書(別記第2号様式)
 - イ 収支精算書(別記第3号様式)
 - ウ 領収書等の写し又は支払を証明する書類
- (2) 第5条第2号に係る実績報告
 - ア 前号に掲げる書類
 - イ 改修箇所の写真
 - ウ 旅館業の営業許可書の写し
 - エ 飲食店営業許可証の写し(食事を提供する場合のみ)
 - オ その他市長が必要と認める書類

第6条を第7条とする。

第5条中「次に掲げる書類」を「次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 前条第1号に係る交付申請
 - ア 事業計画書(別記第2号様式)
 - イ 収支予算書(別記第3号様式)
 - ウ 鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金に係る誓約書(別記第4号様式)
 - エ 滞納のない証明書
- (2) 前条第2号に係る交付申請
 - ア 前号に掲げる書類
 - イ 改修に係る見積書
 - ウ 改修予定箇所の写真
 - エ その他市長が必要と認める書類

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 簡易宿所営業許可に係る許認可申請費用 補助対象経費に相当する額に100分の100を乗じて得た額とし、補助対象者1人につき1回限りとする。
- (2) 旅館業法及び食品衛生法の規定による営業許可取得に必要な家屋等の改修費用 補助対象経費に相当する額に100分の50を乗じて得た額とし、限度額は10万円とする。ただし、自宅以外に農家民宿を開業する場合の限度額は30万円とする。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住 所

氏 名

印

年度鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金交付申請書

年度における鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金の交付を受けたいので、鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 要綱第5条第1号に係る交付申請

ア 事業計画書(別記第2号様式)

イ 収支予算書(別記第3号様式)

ウ 鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金に係る誓約書(別記第4号様式)

エ 滞納のない証明書

(2) 要綱第5条第2号に係る交付申請

ア 前号に掲げる書類

イ 改修に係る見積書

ウ 改修予定箇所の写真

エ その他市長が必要と認める書類

第5号様式(第7条関係)

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住 所

氏 名

印

年度鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鹿屋市農林漁家民宿開業事業を実施したので、鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

記

添付書類

- (1) 要綱第5条第1号に係る実績報告
 - ア 事業実績報告書(別記第2号様式)
 - イ 収支精算書(別記第3号様式)
 - ウ 領収書等の写し又は支払を証明する書類
- (2) 要綱第5条第2号に係る実績報告
 - ア 前号に掲げる書類
 - イ 改修箇所の写真
 - ウ 旅館業の営業許可書の写し
 - エ 飲食店営業許可証の写し(食事を提供する場合のみ)
 - オ その他市長が必要と認める書類

別記第2号様式を別記第5号様式とし、別記第1号様式の次に次の3様式を加える。

第3号様式（第6条、第7条関係）

収支予算書（収支精算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (精算額)	前 年 度 予 算 額 (予算額)	備 考
市補助金	円		
受益者負担	円		
計	円		

2 支出の部

区 分	予 算 額 (精算額)	前 年 度 予 算 額 (予算額)	備 考
申請費用	円		
改修費用	円		
計	円		

第2号様式（第6条、第7条関係）

事業計画書（事業実績報告書）

1 申請者の概要

住 所	〒 - 鹿屋市
氏 名	
連絡先	
業 種	

2 事業内容

申請予定日	年 月 日
申請先	
申請概要	農林漁家民宿を開業するために営業許可を得るための申請
総経費	円
補助対象経費	円

3 開業までのスケジュール

予定日	内 容
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	
年 月 日	

鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金に係る誓約書

私は、鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金において、鹿屋市農林漁家民宿開業事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を順守し、下記について誓約するとともに、違反が発覚した場合は補助金を返還します。

記

- 1 国、県、財団等からこの事業と同様の補助金を重複して受けません。
- 2 農家民宿開業後、やむを得ない事情がない限り、鹿屋市観光協会グリーンツーリズム事業推進部に5年以上加入し、事業を継続します。
- 3 本誓約に違反した場合、補助金の交付決定が取り消され、補助金を返還することについて、異議を申し立てません。
- 4 市税その他市に対する債務を滞納していません。

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者
住 所
氏 名

印

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

鹿屋市告示第231号

鹿屋市農用地利用集積促進事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年7月25日

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市農用地利用集積促進事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱
鹿屋市農用地利用集積促進事業助成金交付要綱（平成18年鹿屋市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

農業委員会

鹿屋市農業委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7月25日

農業委員会会長 木場 夏芳

鹿屋市農業委員会規則第 1 号

鹿屋市農業委員会規則の一部を改正する規則

鹿屋市農業委員会規則（平成18年鹿屋市農業委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第10条」に、「第13条」を「第11条」に、「第35条」を「第33条」に、「第36条」を「第34条」に、「第38条」を「第36条」に、「第39条」を「第37条」に改める。

第 3 条第 2 項中「一般選挙後」を「委員会の委員の任期満了による任命後の」に改める。

第 8 条の見出し中「の手續」を削り、同条中「辞職願を会長に提出しなければならない」を「市長及び委員会に対し、その旨を文書で届け出なければならない」に改め、同条ただし書を削る。

第 9 条を次のように改める。

（農地利用最適化推進委員の辞任）

第 9 条 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を辞任しようとするときは、委員会に対しその旨を文書で届け出なければならない。

第11条及び第12条を削る。

第 3 章中第13条を第11条とする。

第14条第 1 項中「すべて」を「全て」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 会長は、推進委員に総会への出席を求めるときは、推進委員に対し、その旨を通知しなければならない。

第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条中「第14条第 1 項」を「第12条第 1 項」に改め、同条ただし書中「第24条」を「第22条」に改め、同条を第14条とする。

第17条ただし書中「第28条」を「第26条」に改め、同条を第15条とし、第18条を第16条とし、第19条から第22条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第23条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項前段中「委員」の次に「及び推進委員」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 推進委員は、求められた推進委員自らの活動について報告を行い、また、関係する総会の議案について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

第23条を第21条とする。

第24条中「すべて」を「全て」に改め、同条を第22条とし、第25条を第23条とし、第26条から第34条までを 2 条ずつ繰り上げる。

第34条の 2 中「委員は」を「委員及び推進委員は」に改め、同条を第32条の 2 とする。

第34条の 3 中「委員」の次に「及び推進委員」を加え、同条を第32条の 3 とする。

第34条の 4 の見出し中「委員」を「委員等」に改め、同条中「委員」の次に「及び推進委員」を加え、同条を第32条の 4 とする。

第34条の 5 第 2 項及び第 3 項中「委員」の次に「及び推進委員」を加え、同条を第32条の 5 とし、第35条を第33条とする。

第 4 章中第36条を第34条とし、第37条を第35条とする。

第38条第 1 項中「次に掲げる事項」を「鹿屋市農業委員会に対する事務委任規則（平成18年鹿屋市規則第12号）に定める事項（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項に定める事項を除く。）」に改め、同項各号を削り、同条を第36条とする。

第5章中第39条を第37条とする。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。

鹿屋市農業委員会訓令第1号

鹿屋市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定めた。

平成30年7月25日

農業委員会会長 木場 夏芳

鹿屋市農業委員会処務規程の一部を改正する訓令

鹿屋市農業委員会処務規程（平成18年鹿屋市農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条本庁の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号から第18号までを2号ずつ繰り上げ、第19号を削り、第20号を第17号とし、第21号から第31号までを3号ずつ繰り上げ、第28号の次に次の1号を加える。

(29) 農業後継者縁結びに関すること。

第8条本庁の項中第32号を第30号とする。

第8条総合支所の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第22条中「第29条第2項」を「第35条第2項」に、「証票」を「証明書」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年8月1日から施行する。

鹿屋市農業委員会告示第1号

鹿屋市農地台帳管理要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年7月25日

農業委員会会長 木場 夏芳

鹿屋市農地台帳管理要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市農地台帳管理要綱（平成25年鹿屋市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「委員会の委員」の次に「、農地利用最適化推進委員（以下「委員等」という。）」を加える。

第5条第5項中「委員会の委員」を「委員等」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

鹿屋市農業委員会告示第2号

鹿屋市農業後継者縁結び応援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年7月25日

農業委員会会長 木場 夏芳

鹿屋市農業後継者縁結び応援事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市農業後継者縁結び応援事業実施要綱（平成28年鹿屋市農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「鹿屋市農業委員（以下「農業委員」という。）」を「鹿屋市農業委員会の農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「農業委員等」という。）」に改める。

第5条中「農業委員」を「農業委員等」に改める。

第8条中「農業委員活動報告書」を「農業委員等活動報告書」に改める。

別記第2号様式中「農業委員活動報告書」を「農業委員等活動報告書」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

監査委員

監査委員公表 第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年7月25日

鹿屋市監査委員	大 菌 純 広
同	池 田 潤
同	今 村 光 春

1 監査の対象

農林商工部 産業振興課、農林水産課、畜産課、農地整備課、商工振興課、ふるさとPR課
建 設 部 都市政策課、道路建設課、建築住宅課

2 監査の期間

平成30年4月10日から平成30年5月28日まで（11日間）

3 監査の対象及び範囲

平成29年度の財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼に財務監査及び行政監査を行った。

4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び一般行政事務の執行について、資料の提出を求め、諸帳簿、関係書類等の抽出による突合を行い、一部現地調査及び関係職員の説明を求めながら、都市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の執行者

鹿屋市監査委員	大菌 純広
同	池田 潤
同	山崎 隆夫（4月30日まで）
同	今村 光春（5月17日から）

6 財務監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であると認められたが、一部の課で改善を要する事項が見受けられた。

(1) 調定について

繰越明許された未収入特定財源の調定や補助金交付決定通知及び受託事業の委託契約による調定がされていないものが見受けられたので、鹿屋市会計規則及び会計事務の手引書に基づき、適切に処

理されたい。

農林商工部 農林水産課、農地整備課、ふるさとPR課

(2) 繰越明許費の未収入特定財源について

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする繰越明許費の未収入特定財源の一部に補助金交付決定通知のない県支出金が計上されている状況が見受けられた。交付決定のない補助金等については、一般財源を充てるべきと判断されることから地方自治法施行令第146条第1項の規定に基づき、適切に処理されたい。

農林商工部 畜産課、農地整備課

(3) 契約について

① 随意契約について

請書に業務内容を示す条項がなく仕様書の添付もないものや随意契約の根拠が地方自治法施行令第167条の2第1項の適用号数を誤っているものが見受けられたので、地方自治法施行令及び鹿屋市契約規則に基づき、適切に処理されたい。

農林商工部 産業振興課、農林水産課、畜産課、農地整備課、商工振興課、ふるさとPR課

② 委託期間の変更手続について

委託契約期間内に事業が完了していないが、鹿屋市契約規則に基づく履行期限の変更手続がされていない状況が見受けられたので、地方自治法第234条の2の規定及び鹿屋市契約規則に基づき、適切に処理されたい。

農林商工部 農林水産課

③ 普通財産の賃貸借契約について

期間満了となった土地の賃貸借契約において、更新契約を締結しないまま継続して使用させている状況が見受けられたので、適切に処理されたい。

農林商工部 産業振興課

(4) 財産について

① 土地の所管について

工事により設置された施設に係る土地の所管について、鹿屋市財産規則に基づく財政課長協議及び通知がされていない状況が見受けられたので、鹿屋市財産規則に基づき、適切に処理されたい。

建設部 道路建設課

② 地上権及び著作権について

地方自治法第238条第1項第4号で「公有財産」と規定されている地上権及び著作権について、鹿屋市財産規則に規定する財政課長への通知及び財産台帳が整理されていない状況が見受けられたので、鹿屋市財産規則に基づき、適切に処理されたい。

農林商工部 農地整備課、ふるさとPR課

③ 公有財産の取得について

議会の議決に付すべき建物の取得に係る支出負担行為を、議会の議決による契約の締結日ではなく仮契約の締結日に処理している状況が見受けられた。また、土地の取得において、代金を登記完了前に支払っている状況が見受けられた。公有財産の取得については、鹿屋市会計規則及び鹿屋市財産規則に基づき、適切に処理されたい。

農林商工部 畜産課

7 行政監査の結果

監査の結果、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

(1) 週休日の振替勤務について

週休日の振替による勤務を行っているが、鹿屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則に定める期間内に振替休日を取得していない状況が見受けられたので、適切な休暇取得に努められたい。

農林商工部 農林水産課、畜産課、ふるさとPR課

8 監査意見

財務監査において、改善を要する事項として挙げたものの他に、歳入科目の誤り、予算執行に係る手続の不備及び補助金交付事務が適切に処理されていないものなどの事例が見受けられたことから、関係所属長に対処方を指導した。

また、行政監査において、業務執行上の関わりで実行委員会や協議会等の事務局を担い会計処理を行っている事例が見受けられた。このことについては、公金と準公金の区別や職務との関係において課題も考えられることから、現状を確認のうえ、特に会計事故の未然防止を図るため、適切な取扱いに努められたい。

なお、これまで述べたことを踏まえ、行財政事務の執行にあたっては、コンプライアンスの強化・徹底を図り、改善及び適切な執行に努められたい。

監査委員公表 第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査及び同条第5項の規定に基づく所管課の随時監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成30年 7月25日

鹿屋市監査委員	大 菌 純 広
同	池 田 潤
同	今 村 光 春

1 監査の対象及び事業名

(1) 鹿屋市漁業協同組合

鹿屋市借換資金保証料補助金
 漁業経営改善対策事業補助金
 食の魅力発信推進事業補助金
 種子島周辺漁業対策事業補助金
 所管課 農林水産課

(2) 一般財団法人 鹿屋市勤労者サービスセンター

鹿屋市勤労者サービスセンター出資金
鹿屋市勤労者サービスセンター事業補助金
所管課 商工振興課

2 監査の対象年度

平成27年度から平成29年度まで

3 監査の期日

平成30年 4月20日

4 監査の方法

当該補助金等がその目的及び鹿屋市補助金等交付規則等に基づいて適正に執行されているかどうかを主眼において、関係帳簿等の突合を行い、関係職員等に説明を求めながら、都市監査基準に準拠して実施した。

5 監査の執行者

鹿屋市監査委員 大菌 純広
同 山崎 隆夫

6 監査対象団体概要

(1) 鹿屋市漁業協同組合

1 目的

この組合は、組合員が協同して経済活動を行い、漁業の生産能率を上げ、もって組合員の経済的社会的地位を高めることを目的とする。

2 概要

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 名 称 | 鹿屋市漁業協同組合 |
| (2) 設立年月日 | 昭和 40 年 11 月 |
| (3) 所 在 地 | 鹿屋市古江町 7468 番地 |
| (4) 実施事業 | |
| ① 共済事業 | |
| ② 購買事業 | |
| ③ 飼料購買事業 | |
| ④ 販売事業 | |
| ⑤ 製氷冷凍冷蔵事業 | |
| ⑥ 加工事業 | |
| ⑦ 直販事業 | |
| (7) 資本金 | 172,000 千円 |
| (8) 役 員 | 理事 8 名 監事 3 名 |
| (9) 職 員 | 16 名 |

※ 対象団体概要は、団体から提出されたものである。

(2) 一般財団法人 鹿屋市勤労者サービスセンター

1 目的

鹿屋市内の中小企業等に勤務する勤労者及び事業主並びに鹿屋市内に居住し、市外の中小企業等に勤務する勤労者のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者等の福祉の向上を図るとともに、中小企業等の振興及び地域社会の活性化に寄与すること

2 組織（体制）

評議員会・・・評議員7名

理事会・・・理事長1名、副理事長1名、常務理事1名
執行担当理事1名、理事7名

監事・・・・・・監事2名

事務局・・・・事務局長1名、職員2名、嘱託職員2名、パート職員1名

3 事業内容

慶弔共済保険給付事業	結婚、出産、入学、永年勤続等祝金、傷病見舞金、障害見舞金、死亡弔慰金等
健康維持増進事業	一般健康診断、各種検診(PET・脳ドッグ・乳がん・子宮がん)、温泉、フィットネス補助、ゴルフプレイ費助成等
観光・文化事業	ばら園（年間パスポート）、リナシアター補助等、チケット助成等、味覚狩り（黒羽子観光農園、オレンジパーク串良）補助等
イベント事業	事業所の忘・新年会、ツアー助成、親睦ボウリング大会、親睦ゴルフ大会実施、クリスマスケーキ購入助成等
宿泊助成事業	宿泊費助成等
自己啓発講座事業	市民講座等補助

4 決算状況

決 算 額	平成28年度決算額：42,871,314円（うち市補助金：13,296,000円） 平成27年度決算額：43,425,533円（うち市補助金：13,702,000円）
事業所数・ 会員数の 状 況	事業所数：(対前年度:579事業所→564事業所) 内訳:新規22所 退所37所 会 員 数：(対前年度:2,341人→2,322人) 内訳:新規289人 退会308人
慶弔共済保険 給付事業	○対前年度：779件→740件（0.5%減） 主な要因：入学祝金7件増、傷病休養保険金20件増
健 康 維 持 増 進 事 業	○対前年度：3,130件→3,045件（2.7%減） 主な要因：一般健康診断助成金40件減、温泉岩盤浴施設利用助成37件増
イ ベ ン ト 事 業	○対前年度：2,526件→2,170件（14.1%減） 主な要因：ビアパーティ助成275件減、忘・新年会助成90件減
観 光 ・ 文 化 事 業	○対前年度：3,151件→3,792件（20.3%増） 主な要因：指定チケット助成（ヒメとヒコ、ぶらり京町横町冬華火市民パーティ等）547件増

※ 対象団体概要は、団体から提出されたものである。

7 監査の結果

監査の結果は、おおむね適正であると認められたが、平成27年度漁業経営改善対策事業補助金において、補助金交付要綱に定められた補助対象以外のものを一部補助対象としている状況が見受けられたので、所管課においては、鹿屋市補助金等交付規則に基づき適正な審査に努められたい。